

<要保管>

組合員継続（預金口座振替）について

【1】提出書類 預金口座振替届出書・預金口座振替依頼書

【2】届け出いただいた期間（給与控除できない期間）の生協利用代金（生協カード利用代金、各種保険料など）は、指定口座からの自動振替となります。

※請求明細書及び領収書の発行は行いませんのでご了承ください。

平成21年3月24日に公開予定の当生協ホームページ 組合員専用サイト（パソコン版）においてご利用明細を確認できますので、こちらをご利用いただけますようお願いいたします。

なお、携帯電話版のサイトにつきましても順次公開予定です。

【3】取り扱える金融機関は下記の本・支店・出張所となります。

常陽銀行	銀行コード	0130
中央労働金庫	銀行コード	2963

【4】口座振替日 毎月18日（休業日の場合は翌営業日）

【5】口座振替の手数料（50円）は組合員負担となりますので、請求額に加えて口座振替いたします。

【6】氏名、住所、電話番号、派遣・異動先等を変更される際は、至急ご連絡ください。

【7】職場に復帰される際は、下記までご連絡ください。

（注意）捨て印は訂正印として扱えませんので、訂正の場合は、訂正箇所に訂正印を押してください。

問い合わせ先

茨城県庁生活協同組合 事務室

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL 029(301)6150 FAX 029(301)6159

<URL> <http://www.fureai-iks.com>

<E-mail> iks@fureai-iks.com

記入例は裏面へ

預 金 口 座 振 替 依 頼 書

組合員→県庁生協→金融機関

平成 年 月 日

〇 〇 銀 行 御 中

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	茨城県庁生活協同組合	振替日	収納企業の指定する日（休業日の場合は翌営業日）
-------	------------	-----	-------------------------

— 預金口座振替規定 —

1. 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責による場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

預金口座	〇 〇 銀行 本店 金庫 〇 〇 支店 組合 出張所														
	銀行コード*			支店コード*			預金種目		口座番号						
	0	1	2	3	1	2	3	1.普通	0	1	2	3	4	5	6
	フリガナ			セイキョウ			タロウ								
口座名義人		生 協 太 郎						お届け印							
〒 3 1 0 - 8 5 5 5															
住所 水戸市笠原町 9 7 8 - 6															
TEL (0 2 9 - 1 2 3 - 4 5 6 7)															
契約者番号 (組合員番号)			1	2	3	4	5	6	料金等の種類		売掛金				



金融機関使用欄	
不備返却事由 1. 預金取引なし 2. 印鑑相違 3. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義) 4. その他	検印 印鑑照合 受付印

— 金融機関送付 —

預 金 口 座 振 替 申 込 書

茨城県庁生活協同組合 御 中

私は、購入金(売掛金)等を預金口座振替により支払うこととしたいので、上記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は上記の金融機関に送付してください。

フリガナ セイキョウ タロウ														
氏名		生 協 太 郎						お届け印						
契約者番号 (組合員番号)			1	2	3	4	5	6						

金融機関使用欄	(口座番号確認印)
---------	-----------

— 県庁生協保管 —